栃木県後期高齢者医療広域連合告示第22号

次の書類の送達を受けるべき者の居所が不明のためその書類が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第１１２条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により、公示送達する。

なお、送達すべき書類は、栃木市経営管理部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和８年９月30日

栃木県後期高齢者医療広域連合長　佐　藤　栄　一

送達を受けるべき者の住所及び氏名等	別紙のとおり
送達すべき書類の名称	令和８年度後期高齢者医療保険料特別徴収開始通知書
その他	高齢者の医療の確保に関する法律第１１２条の規定において準用する地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示した日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

公示送達者名簿

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類の保管先
菅原　ヒサ子	栃木市経営管理部税務課
早乙女　榮子	栃木市経営管理部税務課